

知識 津波災害警戒区域の指定について

● 津波災害警戒区域（イエローゾーン）とは

- 令和元年12月24日に神奈川県が、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）を指定しました。この警戒区域は、津波が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域です。
- 真鶴町では、平成27年2月27日に神奈川県が設定した「津波浸水想定区域」が警戒区域に指定されています。
- 警戒区域には、津波浸水想定の上昇水位に建物等、警戒避難体制を特に整備すべき区域で津波浸水想定の上昇水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める「基準水位」を地盤からの高さ（メートル単位）で表示しています。

知識 津波フラッグは避難のサイン

● 津波フラッグによる津波警報等の伝達

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘等、様々な手段で伝達されますが、令和2年夏から海水浴場等で「津波フラッグ」による視覚的伝達が行われます。

「津波フラッグ」を用いることで、聴覚に障害をお持ちの方や、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方などにも津波警報等の発表をお知らせできるようになります。海水浴場や海岸付近で津波フラッグを見かけたら、速やかに避難を開始してください。

● 津波フラッグとは

津波フラッグは、長方形を四分割した、赤と白の格子模様のデザインです。縦横の長さや比率に決まりはありませんが、遠くからの視認性を考慮して、短辺100cm以上が推奨されます。



● 津波フラッグのデザイン

津波フラッグ（赤白格子模様の旗）は、国際信号旗の「貴船の進路に危険あり」を意味するU旗と同様のデザインです。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることで別の意味になることがあります。



● 海岸で津波フラッグを振っているイメージ

※旗を振る人も、時間的・場所的に安全が確保されていない状況では直ちに避難します
※旗を建物に掲げるなど他の手法でお知らせすることがあります
写真:公益財団法人 日本ライフセービング協会提供